

平成24年(㉔)第262号・同第318号

関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2012年10月9日

大阪地方裁判所 第1民事部 合議係 御中

債権者ら代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

復代理人

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲136	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説(抄)	写	H22.2.10	原子力安全基盤機構	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第22条及び第24条の解釈	
甲137 の1	「6月25日政府交渉 大飯原発:再稼動を止めよう」録音(CD)	写	H24.6.25	美浜の会	平成24年6月25日参議院議員会館講堂でグリーン・アクション、美浜の会など市民4団体が原子力安全・保安院と持った交渉において、御田俊一郎原子力発電	
甲137 の2	上記録音おこし	写		美浜の会	安全課上席安全審査官が制御棒挿入時間2.2秒以下について発言した内容	
甲138	「制御棒挿入に係る安全余裕検討部会の設置について」	写	H20.10.9	原子炉安全専門審査会	制御棒挿入に係る安全余裕検討委員会の設置の趣旨	
甲 139	「総検第4-1号等で示された質問に対する回答」(抄)	写	H24.3.13	原子力安全・保安院	大飯3,4号機における2×Ssの地震入力レベルの挿入遅れ時間については、Ssによる評価結果からほぼ線形的に増加するものと推定されること	